

輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金

～ 青森県は県内中小企業等の海外販路開拓を支援しています ～

対 象 事 業 者	県内に本社・事業所のある中小企業・個人 (中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者)
補助対象事業	① 海外で開催される見本市・商談会への出展事業 ② 外国語版ホームページ、パンフレット及び商品PR映像作成事業 ③ 海外向け商品パッケージデザイン作成事業 ④ 国際規格・基準及び海外知的財産権の申請事業 ⑤ 海外向けインターネットショップ出店事業 ※ 渡航費等については、過去3年度以内の交付実績がある場合は補助対象となりません。このほか、補助対象経費の詳細については交付要綱をご確認ください。
補助率・額等	・ 補助率：対象事業費の2分の1以内の額 ・ 年間の補助限度額：1社当たり50万円 ・ 事業実施期間：令和8年3月31日までに終了するもの

応 募 方 法	・ 申請書、事業計画書等を提出していただきます。 ・ 様式は県ホームページに掲載しています。
事業者の決定	・ 提出された事業計画書を県が審査します。 ・ 審査後、その結果を速やかに応募者に通知します。 ・ 支援の対象として決定した場合は、別途、県の規程等に基づく手続きが必要となります。
留 意 事 項	・ 補助金の交付決定前に着手した事業は対象となりません。

【お問い合わせ・お申込み先】

青森県 観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課 経済交流グループ

TEL 017-734-9730

E-mail kensanhin@pref.aomori.lg.jp

HP <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kanko/hanbai/2025hojokin.html>